

## 建設常任委員会記録

令和4年3月8日（火）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時12分

### ○出席委員（5名）

10番 野村太郎委員      14番 松橋武史委員      16番 小田桐慶二委員  
18番 石岡千鶴子委員      26番 田中元委員

### ○出席理事者（3名）

建設部長 花岡哲                      土木課長 千葉裕朗  
道路維持課長 八嶋範行

### ○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名良平                      書記 外崎容史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（野村太郎委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

---

議案第36号 市道路線の廃止について

議案第37号 市道路線の認定について

---

○委員長（野村太郎委員） 初めに、議案第36号市道路線の廃止について及び議案第37号市道路線の認定については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第36号及び第37号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡哲） 議案第36号市道路線の廃止について及び議案第37号市道路線の認定については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、お手元の配付資料について御説明申し上げます。

資料1ページ及び2ページは、今回の廃止路線と認定路線の理由や延長などをまとめた総括表であります。

次に、資料3ページは廃止路線の位置図で、資料4ページは廃止路線の路線図です。

資料5ページから10ページは認定路線の位置図で、資料11ページから17ページは認定路線の路線図となっております。

図面の色表示は、青色が廃止路線、赤色が今回の認定路線、緑色が認定済みの路線、黄色が県道を示しております。

それでは、議案第36号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

資料の4ページをお開きください。

廃止路線1、土手町住吉町線につきましては、住吉山道町線道路整備事業に伴う終点の変更により市道を認定し直すため市道を廃止するもので、延長は413.0メートルです。

以上、今回廃止する1路線、延長413.0メートルについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第37号市道路線の認定について御説明申し上げます。

資料11ページをお開きください。

認定路線の1番、土手町住吉町線、延長395.3メートルは、住吉山道町線道路整備事業に伴う終点の変更により市道を認定し直すものです。

資料12ページの認定路線2番、住吉町山道町線、延長109.0メートルは、住吉山道町線道路整備事業により整備した路線を新たに市道として認定するものです。

資料13ページの認定路線3番、松原東一丁目1号線、延長250.3メートル、資料14ページの認定路線4番、山崎一丁目1号線、延長166.8メートル、資料15ページの認定路線5番、富士見町13号線、延長223.9メートル、同じく資料15ページの認定路線6番、富士見町14号線、延長70.6メートル、資料16ページの認定路線7番、浜の町東五丁目11号線、延長72.7メートル、資料17ページの認定路線8番、小比内二丁目3号線、延長238.7メートルの6路線は、開発道路の帰属により新たに市道として認定するものであります。

以上、今回認定する合計8路線、総延長1,527.3メートルについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○委員長（野村太郎委員） 議案第36号及び議案第37号の以上2件に対して、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第36号及び議案第37号の以上2件に対して、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第36号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

## 議案第40号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

---

○委員長（野村太郎委員） 最後に、議案第40号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡 哲） それでは、議案第40号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本件に関わる物損事故は、令和4年1月7日午後5時30分頃、相手方車両が市道宮地百沢線を宮地方面から百沢方面へ走行中、弘前市大字新法師字稔2番1地先において、同市道の街路樹に積もっていた雪が落下し、相手方車両の屋根などが損傷したものであります。

和解の内容につきましては、市が相手方の損害に対する賠償金として64万9319円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

なお、この損害賠償につきましては、当市が加入する道路賠償責任保険で全額支払うこととなります。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○16番（小田桐慶二委員） 大変恥ずかしい質疑になるかも知れないのですが、この街路樹から落ちた雪で車が潰れたのですけれども、この街路樹というのは市の財産になるのですか。

○道路維持課長（八嶋範行） 街路樹に関してなのですが、財産としては市の財産になります……（市の財産から落ちた雪だということなのだ）と呼ぶ者あり）そうです。

○18番（石岡千鶴子委員） 私も小田桐委員と同じで、この写真を見ると1本だけひょこんと伸びているのですけれども、今後また雪が積もって、また偶然にも同じ事故が起りかねないのだけれども、この木は何とかならないですかね。芯を止めてしまうとか、伐採してしまうとか、これ何で1本だけ、こう残ってしまったのだろうか。そこの経緯は分かりませんよね。

○道路維持課長（八嶋範行） この松並木の松の木なのですが、これは県道の、これ県道から市道のほうに編入になった路線なのですけれども、県道がある時代から、古くは藩政時代のものが植栽されていて、これは、この中で、街路樹自体は全部で124本、松の木があるのですけれども、この中で重要なものということで、初め岩木町時代に天然記念物として指定した経緯がございます。その後、県のほうの天然記念物としてまた指定にはなっていないです。

この管理については、文化財課のほうで重要な木ということで、取扱いは一応、街路樹ではあるのですが、そういう指定もかかっているような木ということで、危険はあるのですけれども、なるべく安全を保つということで話をしながら管理もしているというような状態の木になってございます。

○18番（石岡千鶴子委員） 何か、このままで行くと、伸び放題に伸びてしまうみたいなのがあるのですけれども、芯を止めるとか、樹形を整えるとか、何かそういう工夫はできないものかなと思うのですけれども。

○道路維持課長（八嶋範行） この維持管理に関しても、道路維持課のほうでは街路樹の業務委託を発注してしまっていて、それが造園屋とか専門の業者になっていますので、今後その維持管理につ

いて、どうすれば安全に管理できるのか、結局、枯れないような対策もしていますし、枯れて危ないものはすぐ伐採という形にはなるのですけれども、これを保ちつつやるとなれば、造園屋のほうと話をしながら、先が伸びないようなやつとか、枝の切り方とか、その辺はいろいろ話をし  
て対応していきたいと思っています。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時12分 散会】